

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成23年12月16日(金) 午前10時00分～午前11時58分
(休憩 午前10時57分～午前11時53分)

会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 磯田義弘、 4 番 浅岡保夫、 6 番 幸前信雄、
7 番 杉浦辰夫、 9 番 北川広人、 10 番 鈴木勝彦、
11 番 鷺見宗重、 16 番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 5 番 柴田耕一、
12 番 内藤とし子、 13 番 磯貝正隆、 14 番 内藤皓嗣、
15 番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、危機管理GL、
地域協働部長、地域政策GL、財務評価GL、
福祉部長、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、
保健福祉G主幹、
こども未来部長、こども育成GL、こども育成G主幹、
文化スポーツGL、文化スポーツG主幹、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第 6 4 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について
- (2) 議案第 6 5 号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 6 6 号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 6 7 号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- (5) 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度高浜市一般会計補正予算 (第 6 回)
- (6) 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度高浜市介護保険特別会計補正予算 (第 2 回)
- (7) 陳情第 1 4 号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (8) 陳情第 1 5 号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情
- (9) 陳情第 1 6 号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成 2 4 年度以降も継続することを求める陳情
- (10) 陳情第 1 7 号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情
- (11) 陳情第 2 2 号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月13日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案6件、陳情5件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の北川広人委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（地域協働部） 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第64号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について

質 疑 な し

(2) 議案第65号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につ

いて

問（１） この改正は厚生労働省のほうの改正だと思いますけど、この改正の背景がわかりましたら。

答（地域福祉） 今回のこの改正におきましてはですね、阪神淡路大震災のときにですね、若干このような問題が起きたときいておりますが、そのときは改正をされておりました。ただ、今回東日本大震災におきまして、その兄弟、姉妹の方だけで暮らしていた、例えば二人兄弟でですね、生活していて、片方の方が亡くなられたというような世帯、また配偶者や子どもさん、全員亡くなられて、兄弟だけが残ったというようなですね、そういった世帯もかなり多くあったというふうに聞いております。それでそういった被災地でのですね、相談を受けている中で、弁護士の方とかが受けていたのですが、やっぱりそういった声が非常に多く聞かれたということでそういった部分で弁護士のほうが、そういった部分でですね、厚生労働省のほうにですね、そういった意見書をですね、提出することもございましたし、実際この法律自体が議員立法で、上程されたというふうに伺っておりますので、そういった部分が経緯でございます。

問（１） それではですね、これまでの遺族の範囲で配偶者、子、父母、孫、祖父母とありますけども、この順位はですね、支払いの順位もこの順位に従うのか、そして、また今度拡大された配偶者、子、父母、孫、祖父母、これも同様に支払い順位を示しているのかを教えてください。

答（地域福祉） まずですね、この順序のまず、優先されるのはですね、その亡くなられた方が、その主にその方の生計を維持をしていたかどうか、そこがまず順位の順序の優先順位であります。例えばそれが二人おりました場合には、それは例えば、配偶者と子というふうであれば、配偶者をまず優先するというふうですね。それで、その順序については、今、磯田委員が言われた配偶者、子、父母、孫、祖父母の順番でございます。兄弟姉妹につきましては、これら配偶者、子、父母、孫、祖父母がまったくいない場合に初めて対象になるということですのでよろしくお願いいたします。

問（１０） その引き続きですけども、大変悲しい出来事で、もしですね、受

取人が誰もいない場合の措置というのは、この弔慰金はどうなるのか。

答（地域福祉） 今、該当する方たちが一切いない場合は、支給はされないというふうになります。

問（10） 兄弟姉妹の場合ですと、同意ということが条件になっているわけですが、そのほかは同意ではなくても構わないわけですか。

答（地域福祉） 兄弟姉妹の場合は、同居または生計を同じくしているというところでして、ですので、同居でもいいですし、もしくはその同居ではなくてもですね、生計が同一であったというのが確認できれば支給の対象になります。

委員長 他に。

質 疑 な し

（3）議案第66号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問（16） 今回、この法改正に伴いまして、一部改正されたわけですが、条文改正されたわけですが、この参考資料の中の改正の経緯、ここの社会的障壁の除去についての配慮がされるべきことが明文化されたことに伴いがありますけども、このことについて具体的にお伺いしたいと思います。

答（地域福祉） 今回、この障害者基本法の一部改正につきましてはですね、まず、すべての国民が障がいの有無に関わらず、共生する社会の実現を目指すものということ、それと国連の障害者権利条約、これの批准に向けた国内整備法の一環ということ。また、障がい者の権利擁護をですね、強化することということでありまして、今回この社会的障壁という文言が法律の中に明文化されたというふうに聞いております。

問（16） もう一つ。その下ですね、障害者地域生活支援施設みんなの家の利用者の範囲について規定する、これですけども、この改正によりまして、

この範囲には何か変化が生じるのかどうか。

答（地域福祉） 具体的にはですね、変更は生じないというふうに思っております。

問（１） このみんなの家に関してですね、２００３年に建物ですか、整備に３、２００万円余、また２００４年に土地取得で１、２００万円余の費用をかけていると思いますが、その理解でよろしいでしょうか。

答（地域福祉） 申し訳ありません、その建設費、土地取得費については今、資料は持ち合わせておりませんのでよろしくお願いいたします。

問（１） そうしますと、この建物自身の所有は市になるのでしょうか。

答（地域福祉） はい。市の所有でございます。

問（１） では、年間の利用料とかかっています経費はどの程度か。わかっている範囲で。

答（地域福祉） 年間登録をしていただきますと、年間４、８００円の費用で御利用ができます。かかっている費用につきましては、今日は資料のほうもっておりませんが、確か４、５０万円くらいであったかなと思っております。

問（１） 利用料の、私、申しましたのは、利用の総額ですね、総額とそれにかかっている経費で、どれだけの差があるかということ知りたいものですから、また教えてください。続いて、このみんなの家に関して問題はありますか教えてください。

答（地域福祉） このみんなの家の今、御利用がですね、障がいのある方が所属する、団体等が将来に向けてですね、親なき後の自立した生活ですね、これを営むことができるようにするためにですね、今もその二つの団体がですね、月に一回ですね、おためし外泊でですね、そこでボランティアさんと一緒になって食事をつくったりとかですね、買い物に行ったりとか、そういったような活用がされておりました、特段今のところ問題は起きていないというふうに理解しております。

問（１） 最後に当局が望む方向を教えてください。

答（地域福祉） やはり障がいをお持ちのお母さん、お父さんたちがですね、

自分たちが亡くなった後のですね、お子さんのことを考えてみえます。市といましてはこのみんなの家をですね、そういった部分では、将来に向けて自立した生活ができるように訓練等を行っていただく場として、もっとですね、利用者がふえていただくことを望んでおります。

委員長 他に。

質 疑 な し

(4) 議案第67号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

問(10) 議案説明会だとか、総括のときに説明を受けましたけども、その繰り返しになろうかと思えますけど、この推進員に改める理由をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

答(文化スポーツ) 近年ですね、スポーツの実技の指導、その他、スポーツに関する指導及び助言のみならず、これは今まで体育指導員さんが担ってきた役割でございますが、そういったスポーツのそれに加えまして、スポーツの推進のための事業の実施にかかる連絡調整としての役割、そういったものの重要性が増してきていると、そういったことから体育指導員さんのほうが、今回、スポーツ推進委員のほうに名称変更されるということでございます。

問(10) 振興から推進ということに切り替わるわけですけども、そのそれぞれ推進員さんのですね、役目がかわるということは、行政の中、グループの中もその考え方をかえていくのかなと思えますけども、行政としてグループとしてどのような変革をもって、これから進んでいこうと考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

答(文化スポーツ) 今回ですね、このスポーツ推進委員に、振興から推進に改められるということで、これ先ほど申し上げましたように、スポーツに関わ

る時代のニーズというかですね、これまで、この当初、スポーツ振興法につきましては、昭和36年にできた、それ以来50年、年を経過した中でそれぞれスポーツの役割というのがかなり高度化というか、技術も能力もアップしてきましたし、そういったものを今後ですね、より一層推進するという意味の中では、今回、その体育指導員さん、今度スポーツ推進委員さんになられますけども、そういった委員さんたちの役割というのはかなり大きくなってくるのではないかなというふうに思っております。市内におきましては、高浜スポーツクラブさん、また体育協会さん、各種団体、競技団体さん等もおみえになります。そういったものですね、いわゆるそのつなぎというかですね、それぞれの連携をより強化した中で、本市におけるそのスポーツの推進というものを強化していければなというふうに考えております。

問（10） 今、お答えいただきましたように、本当に高浜のTSC、あるいは今の体協ですね、といったところとですね、しっかりと手を結んでですね、今までの体育指導員という形ではなくて、今度は推進なわけですから、より以上、生涯スポーツ、地域スポーツ、こういったものにしっかりと取り組んでいただきたいなと思っているんですけど、その連携というのは、具体的には今、TSCとはですね、マラソンであるとか、市民大会のスタッフとして指導スタッフとしてやっていただいているわけですけども、今後そういう人たちの役目というのは大変大きくなると思うんですが、そこら辺のかえていくというんですかね、推進していくためにはですね、大きくかえていかなければ、推進委員のですね、求められると思いますけども、具体的にはどんな方法で、今の体育指導員のままがいいのか、今度は推進委員ということですので、さらにどういう推進をお願いしていくのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

答（こども未来部） 今回の法改正もございしますが、今、私ども、生涯学習基本構想というのを策定中でございます。当然そのスポーツの分野もその範疇にあるという考え方をしております。それで、私どもといたしましてはですね、今回の改正と合わせて、その生涯学習基本構想を推進する中でスポーツの愛好者の裾野というのはやはりどんどん広げていって、それを行っていけば、当然、

優秀な選手等が出てくるという、そういったことをですね、目指しながらやってまいりたいという考え方でございます。

問(10) 総括のときに小嶋議員からも少し質問があったと思いますけども、障害者スポーツの分野がですね、少し私は、ちょっと薄いのかなという、指導がですね。こういったものをですね、障害者スポーツの面はですね、TSCもですね、今度の推進員にもですね、本文の中にしっかりと、その生涯スポーツの推進ということが謳われておりますので、今後この障害スポーツの推進というのはどのような考えをもっておられるのかお伺いしたいと思います。

答(こども未来部) 今回のスポーツ基本法の中で国民体育大会と並列をして、全国障害者スポーツ大会というのが明記されておると。そういったことから市の全体としてですね、その障がい者のところへ目を向けてやっていくというのは当然の姿勢であるというふうに私ども考えております。

問(10) 私も恐縮ですけども、指導員の資格をもっておりますけども、今、安立荘さんですとか、福祉大学ですと必ずそういうスポーツ指導員の資格をとりなさい、ゼミでですね、とることが就職に非常に有利になるということで、かなり若い子もですね、そういった障害スポーツの指導員の資格を今、取得しております。こういう人たちがですね、この地域にもですね、たくさんみえるのかなとそんなような気がいたします。そういった調査をしてですね、そういう人たちの協力を得ながら、そういう推進員、あるいは体協の人たち、それからTSCも含めてですね、障害スポーツの推進というのは進めていくべきだと思いますけども、そういう調査も進めてですね、ぜひ障害スポーツの推進にひとつお力を注いでほしいなとそんなふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

問(1) 一点お願いします。総括で15番議員が質疑した内容で25名の方がみえるというふうな答弁をいただいたんですが、その方たちに対する報酬と費用の年間での総額がわかりましたら教えてください。

答(文化スポーツ) 日額5800円、費用弁償のほう行っております。これは出席していただいたときにお支払いをさせていただくんですが、あと年間が

ですね、こちらに資料手元がないので申し訳ございません。

問（１） では、後ほど教えてください。

委員長 他に。

質 疑 な し

（５）議案第６８号 平成２３年度高浜市一般会計補正予算（第６回）

問（７） ページ５７ページですね、保育園管理運営事業ですけど。ここで工事請負費で、中央保育園のガスヒーポン設置工事が減額として１，２１４万５，０００円と今、出ているわけですけど、金額的に結構大きいわけですけど、この場合は何か仕様とか変わったのか、説明をお願いいたします。

答（こども育成） 保育園ガスヒーポン工事の不用額の今回の補正の減額の御質問でございます。これは中央保育園の空調機の更新でございます、もともとですね、東邦ガスのほうから予算を計上するとき見積もりを取りました。そのとき４，４０３万９，０００円何がしの見積もりが出てきまして、それに対して実際工事をする管工事からも見積もりも取りまして、そのときに２，６４２万１，０００円という額が出てきましたので、これがだいたいこの工事の場合、機械費ですね、がほとんどでして、定価で東邦ガスは提示をしていただいたんですけど、実際にそこのところを見積もりの中で出てきた金額、約４割程度引いてありましたので、機械がそれだけ引けるなら適正な金額だろうということで、そこで予定価格という形で入札に臨んだわけなんですけども、その後、実際出てきたのが１，２３９万円という形で落札しました。中身を見てみますと、やはりほとんど機械費を定価を非常に下げておったという形でこのような形の額になったという形でございます。

問（７） 続きまして、ページ７１ページ。こども・若者成長応援事業のドラマ制作委託料、この高浜ものがたりのことでお聞きします。今年１０月にクラ

ンクインしてですね、来年の春クランクアップで夏に公開ということで予定聞いてますけど、最初の予算以後ですね、今回のようなですね、県の補助金として100万円追加として補正が出ているわけです。今後ともこのような補正として組むあれがでてくるかという感じですね、やってみなければわからない部分もあると思うんですけど。

答（文化スポーツ）　今回補正に至る経緯といたしまして、9月補正でこのドラマ制作のほうの補正予算計上をさせていただきました。その御可決いただいた後にですね、愛知県の教育委員会さんのほうから私どもの取り組みというものをですね、評価していただいたというお話がありました。それを受けまして、そのドラマ制作に関する補助金の所管部局であります、子育て支援課のほうからそういったお話の中で増額というようなお話をいただきました。それを今回受けさせていただきました、より子どもたちの成長を応援、そういったものにつながるものといたしまして、今回撮影に関するレクチャーとかそういったものをこちらのほうで対応、いわゆるスタッフの増員のほうさせていただきたいなというふうに考えております。今後こういった形でいくかという話になりますと、今年度ですね、これをいただいて9月のときにもお話をさせていただきましたが、一部構成の部分はこれで進めていきたいというふうに考えております。

問（7）　同じくこの高浜ものがたりで協賛金というのが、各企業なり個人からたくさんの方から出ているわけですけど、現在、金額的にどれくらいあって、今後とも今も募集しているのか、その辺をお願いいたします。

答（文化スポーツ）　協賛金につきましては、合計で550万円ほどいただいております。こちらのほう一応随時受付というような形ではしているんですけども、クランクインするに当たってですね、高浜ものがたりのPRとかですね、この事業に対します御協力とか、そういった意識、御意向をちょうだいした中でその協賛金のほういただいているというような状況でございます。

問（7）　同じく高浜ものがたり、これ場が違うところで現在撮影が何カ所か進んでいるわけですけど、そのときもお聞きしたんですけど、その撮影に対し

てですね、いろんな案内、ホームページ等に出されているということなんですけど、その後改善されたか、その場でちょっと見にくいという意見があったものですから、その辺はどうでしょうか。

答（文化スポーツ）　そういったお声をこちらのほうも受けておまして、ホームページの今、修正というか見直しのほう、させていただいております。それが今の予定でいきますと、12月の20日過ぎくらいに、何とか形になるのかなというふうには思っております。先ほどの撮影スケジュール等ですね、こちらのほうは当初、こちらのほうも掲載していく予定ではございましたけども、道路とか沿道とかですね、広い場所でやる場合はいいんですけども、最近ですと、個人のお宅で撮影しているということもございまして、特定するような情報提供は控えさせていただいたというのが、現実でございます。今後その撮影スケジュールの中でですね、皆さんに見ていただけるような場所のときには積極的にそのスケジュール、または撮影場所、お時間といったものをそういったホームページのほうで掲載のほうさせていただきたいなというふうに考えております。

問（11）　同じところなんですけども、ドラマ制作に全部でいくらかかかかるのか、見積もっていると思うんですけども、そういうことを教えていただきたいなと思います。

答（文化スポーツ）　9月補正の予算計上させていただいたときには750万円のお話をさせていただいております。今回これは全体での話です。1部、2部構成合わせましてということでございますが、今回プラス100万円という形でございます。

問（1）　予算説明書の55ページですね。3款1項2目、9目に関してですが、住民基本台帳法の変更によって福祉総合システム、介護保険システムの修正があるというふうなことで理解しているんですけども、この9月議会の16番議員の防災対策についての答弁で住民基本台帳法の改正を受けて、被災者支援プログラムの導入を検討するというふうな答弁があったと思いますけども、その後の流れがどうなったか教えてください。

答（危機管理） 御質問のありました件につきましては、9月議会のほうで御質問いただきました西宮市が開発いたしました被災者支援システムについての御答弁だと思いますが、そのときの回答といたしまして、愛知県のほうが県内市町村のほうに被災者支援システムについて一括導入するというアンケート調査をやっているというふうでお答えさせていただきましたが、愛知県の防災局のほうに確認したところ、県内の市町村でこのシステムを前向きに検討している団体は、ほとんどないという回答がございまして、愛知県としては県内で一括導入することは平成24年度では対応しないということの回答いただきまして、仮に高浜市のほうで導入されるのであれば、独自のほうで運用していただきたいという回答をいただいております。

問（1） そうしますと、高浜市としてはこれからどちらを向いて進めていかれる方針でしょうか。

答（危機管理） 最初のほうで検討しておりましたのは、LGWANを使ってですね、費用を安く抑えてですね、導入をしていきたいと考えておりましたが、こちらのシステム、確かにシステム自体は無料配布していただいているんですけども、動作環境についてはリナックスという動作環境になりまして、実際運用していく上でいくとですね、データのコンバートですとか、例えば、り災証明でつけますと、固定資産税データを全件おとすとかですね、かなりの導入費用もかかるという点がございまして、またいろいろな物資の支援受付のシステム等もいろいろありますので、これにつきましては、どのシステムをどこまでやるかについて検討していきたいというふうで今、再度個別対応の検討をやっておる状況でございます。

問（1） 続きまして、同じく69ページ。10款2項、小学校教育パーソナルコンピュータ及び学習ソフトウェア借上料についてなんです、この借上総額と借上利率、またこれを借上ではなく、買い取った場合はいくらになるか、つまり借上料と買い取った場合の差額ですね、これを教えていただきたいと思っております。

答（学校経営） 5年間のリース料の総額でございますけども、これが月額3

0万3,030円ということでこれに60ヶ月を掛けますと、総額で1,818万1,800円ということになります。リース料率でございますが、計算しますと1.67%くらいになるということでございます。それから買い取った場合なんですけども、本体価格、これまず、リース料決めるには、本体価格を入札して、業者を決めましてそれにリース会社を入札で選定するというところからございまして、この本体価格が1,730万円ということでこれに消費税を掛けますと、総額で1,816万5,000円ということになりまして、買い取った場合のリースの差額が今回につきましては、1万6,800円リースのほうが高いということになります。

問(1) もう一度差額を年間の金額で、総額で教えていただけませんか。

答(学校経営) 総額で1万6,800円と。当初予算で予定しておりました、リース料率というのが1.85%で見込んでおりまして、実際落ちたのが1.67%ということでありましたので、差額としてはこんな少ない金額ということになります。

委員長 趣旨が違いますよね。リース料の総額と買い取りの総額をもう一度言ってくださいという趣旨だったと思うんですけども。

答(学校経営) 失礼しました。リース料の総額は5年間で1,818万1,800円。買い取った場合は、1,816万5,000円でございます。

問(1) 今おっしゃったのは、リース総額が1,800万円余、買い取った場合1,700万円余とおっしゃいませませんでしたか。

答(学校経営) 本体価格が1,730万円というのは消費税を抜いた金額ですのでこれに消費税かけますと、1,816万5,000円ということでございます。

問(1) そうすると、今回の場合はリースにしても買い取ってもそんなに差額はなかったというふうに理解してよろしいわけですね。続きまして、同じページの10款3項2目ですね、中学校生徒就学援助事業に関してなんですけども、特別支援教育就学奨励費が増額されておりますけども、これは人数がふえたためだと理解していますが、何人ほどふえたのか教えてください。

答（学校経営） 当初予算におきましては、4人を予定しておりましたが、これは6人ということで2名の増によるものでございます。

問（1） そうしますと、今現在対象の人数が6人ということになるわけですね。わかりました。直接これは補正とは関係ないかとは思いますが、今の高中で万引き、いじめ事件というのが起こっているというふうには聞いているんですが、それについて承知しておりますでしょうか。

答（学校経営主幹） 今の御質問でありますけども、学校のほうはですね、毎年生徒指導の連絡協議会という会を持ってしまして、これが年間4回あるんですけど、その会の一番最初の会の際に本年度の重点指導ということで、5項目ほどいつもあげて、本年度もこのいじめ問題については重点項目にあがっております。年間どこの学校も2回いじめアンケートというのを採るわけですが、今回11月にいじめアンケートを採りました。その部分で保護者と生徒、両面からのいじめアンケートの集計によりまして、ある学年でいじめがあったという、そういう兆候があって、それに対して相談とか指導とかそういったことをやっております。今回御質問の件につきましては、万引きという部分については掌握はしていませんが、それから連動したかどうかは今のところ判明はしていませんけども、いじめ問題については掌握をしていて、指導を今、経過観察中であるというふうには、確認しております。

委員長 磯田委員、補正予算範囲の中で質問願えませんか。

問（1） 大事なことですので、最後まで聞いていただければわかると思います。

委員長 いやいや。委員会の席で審議している内容が付託された案件に対しての審議になりますので、それを逸脱していくとどんどん広がりますので、ここは申し訳ないですけども。

問（1） わかりました。すみませんでした。

問（11） 55ページの介護保険システム電算管理事業で、委託料が800万円出ていますけど、これはどういうふうにかわるのか説明してください。

答（介護保険） この802万2,000円につきましてはですね、まず住基法

の改正によるものが205万2,000円、それと介護保険システムの改修、第5期の介護保険システムの改修に伴うものが596万9,000円ということで、介護保険システムの改修におきましては、御承知のように現在、多段階制が検討されておりました、現行の第9段階から第10段階への多段階制に伴うシステム修正でございます。

問(10) 67ページ、消防費のところ、消防団活動の負担金というのが、今年度278万1,000円、今年度限りですよということで、負担金が出ておりますけども、この負担割合というのはですね、市がこれだけ負担しました、県、国というのはどんな負担割合で負担していただいているのかお答え願いたいと思います。

答(危機管理) こちらにつきましては、消防団員の、一名当たりという形で市のほうが負担しておりますので、国、県の負担のほうはありません。

問(10) 市単独での負担をこれだけしているということよろしいですね。

答(危機管理) 市単独といいますか、消防団一人当たりですので、高浜市から、衣東消防局のほうを通じてですね、掛金だとか実際の支払いをやっておりますけども、支払いのほうは高浜市のほうで負担しております。

問(11) さっきのところ、衣東に汲み上げて、それから被災地の方ということでしょうか。これは、確か東日本大震災の件ではなかったですか。

答(危機管理) 消防団員のものにつきましては、衣東消防局のほうでやっていますが、今回につきましては、この退職補助金の分につきましては、退職補助金の分につきましては、東日本大震災で亡くなられた方の差額分の負担という形になりますので、直接高浜市のほうが支払っております。

委員長 他に。

質 疑 な し

(6) 議案第71号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

質 疑 な し

(7) 陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情

意(11) この陳情は、賛成の立場で発言します。この陳情については、介護保険の引き下げ、低所得者への減免制度の実施、拡充など求めています。また、介護保険のすべての要介護認定を障害者控除の対象としてくださいなど、いずれも住民の願いに沿うものと考えています。自治体からこうした取り組みによって、国の施策がかなうことも考えられますし、国に意見書を出すことも必要だと考えます。よって、この陳情には賛成いたします。

意(16) 陳情第14号ですけれども、この陳情第13号の趣旨と全く同じ内容になっていますけれども、本市の場合、持続可能な自治体運営を目指しまして積極的に民間委託を行ってきました。限られた財源で最大の効果をとという点で着実に推進をしてきましたので、今後もこの方針で市民サービスの向上に努めていくべきと考えます。したがって、民間委託に反対するこの陳情には、反対でございます。

意(1) 国も、県も、限られた財源の中で、やりくりをしています。本当に困っている人たちには、行政として手を差し伸べるべきだとは思いますが、しかし、限られた予算ということで、本陳情には、反対させていただきます。

意(9) 私はですね、反対の立場でお話をさせていただきます。まずですね、確かに多岐にわたる要望の部分で財源のことが心配だという御意見も出てくるのですけれども、財源があるなしに関わらず、何を言っているのだというような内容の部分も多々あるというふうに思います。例えばですね、(1)の②の「税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。」、税の公平性からしてもですね、納めることがしていないところに対してサービスを制限しないで欲しいということ自体がやはり理解を得られないということをもっと思

うところでございます。それから、介護保険の引き下げ、これもありますけども、引き下げということはですね、現状、準備しているサービスに対して制限を加えるということになりかねないということですので、サービスに比例をした適正な保険料を定めているということをきちんと説明をすることが大事なことであってですね、きめ細やかな保険料負担段階の設定は既に当市では実施をしているし、来年度はさらにそれを高めていくというようなお話も伺っていますので、これに対しても反対をさせていただきたいと思います。それと、要支援者を介護保険からはずす云々ということがありますが、要支援認定者というのは、2次予防事業対象者で行ったりきたりする方が多々、今、います。そういった部分でいうとですね、逆に介護予防の中に組み込むのではなくて、一般財源を使ってでも介護予防をしっかりしていくような流れを持っていくという議論がなされているようなときに、しっかりと自立をして、要介護にならないような努力をしていくような施策というものに対しての逆行していくような要望であるというふうに私は思います。是非ですね、この陳情に対しては、反対で、皆さん方の御意見を一致させていただきたいというふうに思います。委員長 他に。

意 見 な し

(8) 陳情第15号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情

意(4) 私は、陳情第15号の大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情に対しては、反対の立場で、不採択の立場で意見を述べたいと思います。陳情項目のですね、2番、3番。市民、国民の側から言えば本当に望むということになるかと思いますが、しかしながら、これを、直ちにですね実行するということになりますと、環境が整っていないという部分、それに、国民、市民負担が莫大なものになるということが予想されます。現状の時下に

において、1日労働時間8時間で週32時間。勤務間隔を12時間以上にすることに対してですと、労働時間をかえるということで、人手不足を解消する方法としては、現状、医師、看護師等がですね、非常に足りない状態になっているかと思えます。ただやみくもにこういった条件を出してきて意見書を出されてもですね、まだ、そこまで環境が整っていないということで、そういう面でこれは、反対の立場で、意見を言いたいと思えます。

意(11) 私は、賛成の立場で、意見を述べさせていただきます。2011年6月17日に出した介護師等、雇用の資質の向上の取り組みについての通知では、介護師等、勤務環境の改善なくして持続可能な医療体制や医療の安全の確保を望めないと通知しています。厚生労働省の通知なのですよ。そういう実態がある程度わかったということで、いうことも踏まえて、本陳情をね、賛成していきたいと思えます。

意(16) 陳情第15号ですけれども、看護師さんのことが、これ載っていますけれども、看護師さんのお仕事というのも夜勤もありますし、本当に大変だなというのは十分承知をしております。特に看護師さんが、結婚とか出産、子どもの育児、そういうことで両立ができなければ、仕事を続けることも不可能なわけでごさいますして、病院の中に保育所の整備をするなど、労働環境の改善についても取り組む必要があるかと思えます。それから、この看護師を増員するための看護養成機関の充実も必要になってくるのではと思っていますので、これだけやればよしということではないかと思えますので、そのようなことから、この陳情第15号には反対でごさいます。

意(1) この陳情は、高浜市に関係のない陳情だと思いますが。その理由は、対象機関がないのではないかなと思えます。私たちは高浜市の議員でごさいますので、この対象機関がないのに意見を言うのはいかなものかなと思えますので、反対します。

委員長 他に。

意見なし

(9) 陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情

意(4) 介護職員待遇改善交付金事業を平成24年度以降も継続する意見書ということですが、厚生労働省のですね、ホームページを見ますと、介護職員処遇改善交付金ということで、「介護職員処遇改善交付金 23年度の申請を受付中です」というホームページの中で「細川厚生労働大臣は、平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を示しており、引き続き政府として取り組みを進めてまいります。」という一文が書かれております。ということは、この意見書ということですが、わざわざここまでそういうふうに書かなくてもいいという面が一つあります。それともう一つ、現状ですと、この交付金の事業として、お金が仕事に対して出てきているかと思えます。働いている方にとってみればですね、この交付金そのものが自分の給料に入ってきているかと思えます。もし、この事業がなくなるということであればですね、交付金がなくなってということになってきますと、賃下げとか、何かという、新たな別の問題が出てくるかと思えます。ですので、安易にこういう場当たりのことをやっていくべきではないと思ひまして、私としては、この意見書を求めるということに対しては、反対の立場であります。

意(16) 今、御意見が出ておりましたけれども、この交付金事業継続すべきだと思いますけれども、今、言われたような御意見のようなことから、趣旨採択でお願いしたいと思ひます。

意(11) 私は、まだ確定ではないということで、本陳情を賛成の立場で意見を述べさせていただきます。介護報酬の中に踏み込めば、当然、介護保険料にもはね返ってきますし、利用料の増大にも結びつくことから、また、介護職員の待遇はいまだに改善された状況にないということで、離職者が依然として高い状況が続いているということも考えまして、本陳情に賛成いたします。

意(1) 補正予算のような一時的な財政措置ですね。によるのではなく、継続的に続く改革が必要だと思いますので、こういった場当たりの手当て的なものではなく、本質をもう少し考えたほうが良いと思ひますので、反対させて

いただきます。

委員長 他に。

意見なし

(10) 陳情第17号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」
提出を求める陳情

意(10) 陳情第17号に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。子育てや働き方に関する従来の考え方や制度が時代の変化とともに、人々の生活スタイルや価値観に合わなくなってきました。若い世代は子どもを産みたいと願いつつも、生めない理由として高学歴や社会参加の意欲が高まり働く女性がふえてきました。そのため、仕事か家庭かの選択を迫られるようになりました。女性の社会進出は日本社会の経済成長を支える鍵であり、保育所が果たす役割は今後さらに大きくなっていくものと考えます。今日の子どもや親の生活の実態を見れば、改革は待ったなしです。子どもの、今を、そして社会の未来を守るために新しいシステムの理念を実現する恒久財源を確保して、時代に即した新たな取り組みを築いていくことが必要と考えるので、この陳情には反対といたします。

意(16) 陳情第17号ですけれども、政府が2013年度の導入を目指したこの子ども子育て新システム、これは保育所と幼稚園を一体化した子ども園の整備をする。すべての子ども、お子さんがコンビニ保育や幼児教育が受けられることを理念にしました新制度でございますけれども。この中で保護者が直接子ども園と契約する仕組みに変化するので、何かと御心配な面はあろうかと思っておりますけれども、市が責任放棄するのではなく、市の関与に勘案しましては、かわりはないので、大丈夫かなというふうに思っております。そのようなことから、この陳情第17号には反対をさせていただきます。

意(11) 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。趣旨の中に

「市町村の保育実施責任を大幅に後退させます。」としています。現行では市役所や保育所に空きがあるか、待機児、何人いるかなどすぐにわかり、入れる保育所への連絡など、市が責任を持って相談から入所まで市の施策でやっていただいています。お母さんたちは安心して保育にかける子どもを預けることができます。しかし、施行されれば市の責任はなくなり、親御さんたちは保育園と直接契約になり、入れる保育園を探さなくてはなりません。また、保育園側が、手がかかると思えば、入園を断ることも考えられます。そういった面で新システムには、反対をいたします。反対する意見書に賛成をいたします。

意（１）本市でも、これから２園を民営化するというふうに向かっていると思いますが、その後、この前の当局の答弁で、一つは園を残すと、市としてスタンダードレベルを守っていくというふうな答弁もございました。これからの子どもたちの将来を真剣に考えていく上で、やはりそういった当局レベルでまじめに子どもたちの将来を考えるというふうな方針がございますので、新しいシステムにかわってもその誠意というか目的はかわらないと思いますので、この反対の意見書には、反対させていただきます。

委員長 他に。

意見なし

（１１）陳情第２２号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情

意（７）この陳情第２２号には、趣旨採択をお願いします。民主、自民、公明、３党がですね、緊急事態基本法の制定で合意した平成１６年５月から今年で７年半経過し、その当時と現在では想定される緊急事態の定義も変化していると考えられます。この間に、今回の３月１１日のですね、東日本大震災、福島第１原発発電所の事故といった大災害に見舞われ福島県は前例のない原子力災害に対応するために、新たな法整備、特別法を国に要請しています。こうし

た、大災害や原発事故などの緊急事態への国の対処方針を定めた法律の制定には必要性を感じていることから、趣旨採択をお願いします。

意（１１） この陳情書には、反対の立場で意見を述べさせていただきます。緊急事態法は、先ほどもありましたけど、３党合意で、いまだに、成立がはかれていません。その間、この法律が何かなかったことで何ら不自由はありませんでしたし、国民に受け入れられずに今に至っていると思います。有事以外の緊急事態に対応する法律には災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法などがあります。今、なすべきことは、大規模自然災害や原発事故など、多くの人々の苦難、苦しみから学んだ経験をいかし、必要な措置を具体的に急ぐことで、有事より一般化し、戦争やテロと災害を同一視することではありません。よってこの陳情には、反対をいたします。

意（１６） 陳情第２２号ですけれども、今日まで基本法ですけれども、先送りになっております。しかしながら、今の日本の情勢を見ますと、いつ何が起きてもおかしくない、さまざまな危機的な状況下にありますので、なるべく早く制定に向けて取り組むべきと思います。そのようなことから、この陳情第２２号には、賛成をさせていただきます。

意（１） 私も、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。憲法にも謳われております、「公共の福祉」のためにも必要と考えますので、賛成いたします。

委員長 他に。他に、意見もないようですので、陳情第２２号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。ここで、暫時休憩いたしますが、委員におかれましては、引き続き陳情第１５号及び陳情第１７号に係る自由討議を実施いたします。そのままお待ちください。当局の方は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後に委員会を再開する時は、各部長に御連絡いたします。暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 57 分

自由討議あり

再開 午前 11 時 53 分

《採 決》

(1) 議案第 64 号 高浜市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第 65 号 高浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第 66 号 高浜市障害者地域生活支援施設みんなの家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第67号 高浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算(第6回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第71号 平成23年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(7) 陳情第14号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(8) 陳情第15号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に陳情第16号及び陳情第22号について、「趣旨採択」との御意見がありますので、採決にあたり、「趣旨採択」を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、「趣旨採択」を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

(9) 陳情第16号 「介護職員待遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める陳情

挙手少数により不採択

(10) 陳情第17号 「『子ども・子育て新システム』に反対する意見書」提出を求める陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第22号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長にご一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。市長挨拶。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 58 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長